

指定都市制度の概要

1 政令指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の規定により、政令で指定される人口50万人以上の市をいう。

政令指定の要件としては、法の文言では人口50万以上とのみ規定されているが、立法の経緯、特例を設けた趣旨から、人口その他の都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されているところ。

2 政令指定都市は、都道府県の区域に包括される普通地方公共団体たる市であるが、現行制度上その組織、権能等について一般の市とは異なる取扱いをされている。

政令指定都市については、大都市行政の合理的、能率的な執行と市民の福祉向上を図るため、地方自治法及びその他の法令において、**(1) 事務配分**、**(2) 関与**、**(3) 行政組織**、**(4) 財政**の各面において他の一般市とは異なる特例が定められているところ。

(1) 事務配分上の特例

(例1) 児童福祉に関する事務

児童相談所を市において設置することに伴い、児童福祉に関する県等の事務のほとんど全部を行うことになる。

(例2) 都市計画に関する事務

基本的に都市計画決定に関し都道府県が処理する事務のほとんど全部を行うこととなる。

(例3) 道路に関する事務

道路法に基づき市内の指定区間外の国道及び県道の管理を行うことになる。

(例4) 教育に関する事務

県費負担教職員の任免、給与の決定を行うことになる。

(2) 関与の特例

大都市としての自主的、一元的な行政執行を図るため、市が事務を処理するに当たって、知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与の必要をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとされている。

(例) 地方債の協議又は起債の方法、利率若しくは償還方法の変更の協議

知事の関与に代えて各大臣の関与となる。

出典：総務省ホームページ

(3) 行政組織上の特例

指定都市における行政を能率的に執行させるため、行政組織上の特例が設けられている。

(例) 区の設置

指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例でその区域を分けて区を設置するものとされている。

(4) 財政上の特例

財政上の特例としては、大都市にふさわしい行政需要をまかなう財源が確保されるよう、特別の行政需要が考慮され、地方揮発油譲与税の増額等の措置がなされている。

3 平成24年4月1日現在、指定都市として20市が指定。

都 市	人 口		移行年月日	指定政令 ※3
	指定時人口 ※1	※2		
大 阪 市	2,547	2,691,185	昭和31年9月1日	昭和31年政令第254号
名 古 屋 市	1,337	2,295,638	昭和31年9月1日	
京 都 市	1,204	1,475,183	昭和31年9月1日	
横 浜 市	1,144	3,724,844	昭和31年9月1日	
神 戸 市	979	1,537,272	昭和31年9月1日	
北 九 州 市	1,042	961,286	昭和38年4月1日	昭和38年政令第10号
札 幌 市	1,010	1,952,356	昭和47年4月1日	昭和46年政令第276号
川 崎 市	973	1,475,213	昭和47年4月1日	
福 岡 市	853	1,538,681	昭和47年4月1日	
広 島 市	853	1,194,034	昭和55年4月1日	昭和54年政令第237号
仙 台 市	857	1,082,159	平成元年4月1日	昭和63年政令第261号
千 葉 市	829	971,882	平成4年4月1日	平成3年政令第324号
さいたま市	1,024	1,263,979	平成15年4月1日	平成14年政令第319号
静 岡 市	707	704,989	平成17年4月1日	平成16年政令第322号
堺 市	830	839,310	平成18年4月1日	平成17年政令第323号
新 潟 市	814	810,157	平成19年4月1日	平成18年政令第338号
浜 松 市	804	797,980	平成19年4月1日	
岡 山 市	696	719,474	平成21年4月1日	平成20年政令第315号
相 模 原 市	702	720,780	平成22年4月1日	平成21年政令第251号
熊 本 市	734	740,822	平成24年4月1日	平成23年政令第323号

※1 指定時人口（単位：千人）は、

五大市 昭30.10
北九州市 昭40.10
札幌市・川崎市・福岡市 昭45.10
広島市 昭50.10
仙台市 昭60.10
千葉市 平2.10
さいたま市・静岡市・堺市 平12.10
新潟市・浜松市・岡山市・相模原市 平17.10
熊本市 平成22.10

の国勢調査人口を用いた。

※2 人口（単位：人）は、平成27年国勢調査（確定値）

※3 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令（北九州市の指定からは同政令の一部を改正する政令による。）

指定都市の区の概要

指定都市の区(地方自治法によるもの)

<地方自治法第252条の20、施行令第174条の43等>

- ・法人格:なし
- ・区 長(事務所の長):置く(職員のうちから長が命ずる)
- ・事務所:置く(必要があると認めるときはその出張所を置く)
- ・選挙管理委員会、農業委員会、区会計管理者を置く
- ・区地域協議会を置くことができる(構成員は区の区域内の住民から長が選任。任期は4年以内で条例で定める期間)
 - ※区に係る事項について審議し、市町村長等に意見を述べるができる
 - ※区地域協議会を置く指定都市は、その一部の区の区域に地域自治区を設置することができる

- ・事 務:①個別法に基づき処理することとされている事務
 - ②市長の権限に属する事務を分掌させるもの
- (①の例)
 - ・戸籍事務
 - ・住民基本台帳事務
 - ・選挙管理委員会関係事務(選挙事務、国民審査事務、国民投票事務 等)
 - ・農業委員会関係事務(農地の権利移動制限に関する事務 等)
 - ・市町村税の犯則事件に関する差押等の事務
- (②の例(団体により異なる))
 - ・諸証明関係事務
 - ・国民健康保険関係事務
 - ・介護保険関係事務
 - ・国民年金関係事務
 - ・埋火葬許可関係事務